

農 整 第 686 号
建 技 第 462 号
検 第 13 号
平成 29 年 3 月 21 日

関係団体の長 殿

富山県農林水産部長
(公印省略)
富山県土木部長
(公印省略)
富山県出納局長
(公印省略)

低入札案件における工事の品質管理の強化について (参考送付)

調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者と契約を締結する工事については、平成 19 年 9 月 21 日付けで通知した「低入札価格調査の対象となる工事の施工体制の点検強化について (通知)」に基づき運用しているところであるが、下記により更なる強化を図ることとしたので参考に送付します。

1 品質管理の強化

調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者と契約を締結する工事については、別紙 1 に定める品質管理基準等 (以下「品質管理基準等」という。) に示される施工に関する試験頻度を 2 倍とする。

(1) 特記仕様書又は特別仕様書における明示

特記仕様書又は特別仕様書に次のとおり明示する (調査基準価格を設定する工事に限る。)

<例文>

第〇条 低入札となった場合における品質管理の試験頻度
入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合は、富山県土木工事施工管理基準における品質管理基準 (一般土木工事情質管理基準) の試験基準欄及び摘要欄並びに本特記仕様書の品質管理に関連する条項に定める施工に関する試験頻度を 2 倍とする。

○試験頻度を 2 倍とする上での留意事項

対象とする試験については、試験頻度が数値で示されているもののみとする。

① 事例

路体の現場密度の測定

- ・ 1,000m³ につき 1 回 → 1,000m³ につき 2 回
- ・ ただし、5,000m³ 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上
→ ただし、5,000m³ 未満の工事は、1 工事当たり 6 回以上

② 対象としない例

路体の現場密度の測定

- ・ 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定・・・3 孔を 6 孔とはしない

下層路盤の現場密度の測定

- ・ 100m² 未満の工事については、省略可能・・・100m² 未満を 50m² 未満とはしない

(2) 施工計画書への記載

品質管理基準等に示される施工に関する試験頻度を 2 倍とすること及び品質管理の試験の実施主体 (費用負担者) が元請か下請かについて施工計画書に記載する。

(3) 履行が不適切な場合の成績評定における減点

上記の頻度で試験を履行していることが確認できない場合又は品質管理の試験費用について下請けへのしわ寄せが確認された場合は、富山県請負工事成績評定要領に定める法令順守等の項目において「口頭注意以上の処分がなかった場合」として取り扱う。

2 実施時期

平成 29 年 4 月 1 日以降に、公告又は指名通知を行う案件から適用する。

事務担当：

農村整備課技術管理係
建設技術企画課技術指導係
検査室工事検査班

○工事種別ごとの品質管理基準等について

工事種別		品質管理基準等		
		品質管理基準等の名称		試験頻度を示す箇所
農 林 水 産 部	農林水産部が 発注する全工事	農林水産部 土木工事施工管理基準	別表第3品質管理	試験（測定） 基準
		発注工事ごとの特別仕様書		品質管理に 関連する条項
土 木 部	土木部発注工事 （港湾工事及び 営繕工事を除く）	富山県 土木工事施工管理基準	品質管理基準 （一般土木工事品質管理基準）	試験基準欄 及び摘要欄
		発注工事ごとの特記仕様書		品質管理に 関連する条項
	土木部発注工事 （港湾工事に限る）	富山県 土木工事施工管理基準	品質管理基準 （一般土木工事品質管理基準）	試験基準欄 及び摘要欄
			品質管理基準 （港湾工事品質管理基準）	測定頻度欄
	発注工事ごとの特記仕様書		品質管理に 関連する条項	
土木部発注工事 （営繕工事に限る）	発注工事ごとの特記仕様書		試験に関連 する部分	

耕 第 487 号
建 技 第 396 号
検 第 18 号
平成19年9月21日

関係各課長
出先機関の長 殿

農林水産部長
土 木 部 長
出 納 局 長

低入札価格調査の対象となる工事の施工体制の点検強化について（通知）

近年、調査基準価格を下回って契約する工事が増加していることから、当該工事に係る施工体制の点検等を次のとおり強化することとしたので、遺漏なきよう対応してください。

1 施工体制等の強化

低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事（以下「低入札工事」という。）は、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 低入札工事の元請業者、一次下請業者を対象に取引実態調査を実施するものとする。（調査要領は、別紙のとおり）

(2) 施工体制台帳及び施工体系図の作成

下請負契約の請負代金額が30百万円未満（建築にあつては45百万円未満）の工事についても、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督員に提出させるものとする。

(3) 段階確認、中間検査、完成検査及び工事監察の運用強化

① 段階確認、中間検査

建設工事監督要領（建築工事監督要領）において工事の重要度、規模、難易度に応じて複数の対応を定めているものについては、原則、より上位の方法で実施するものとする。

② 中間検査、完成検査

段階確認、中間検査の実施状況等を勘案の上、必要に応じて建設工事検査技術基準で定める測定密度を高めて中間検査、完成検査を実施するものとする。

③ 工事監察

工事規模に応じて施工体制の点検等を複数回実施するものとする。

2 実施時期

平成19年10月1日以降に、一般競争入札の公告又は指名通知を行う案件から適用する。なお、現在施工中の工事についても、これに準じて対応されたい。

事務担当：

耕地課技術管理係
建設技術企画課技術指導係
検査室工事検査班

部内各所属長 殿

管 理 課 長

低入札案件における技術者の増員の義務付けに係る取扱いについて

平成 20 年 9 月 26 日付け事務連絡にて通知したとおり、平成 21 年 4 月 1 日より、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者と契約を締結する場合、技術者の増員等を義務付けることとしたところですが、その運用に当たっては、下記のとおり取り扱うこととしますので留意願います。

記

1 特記仕様書における明示

技術者の増員等の義務付けに関し、契約上の拘束力をもたせるため、特記仕様書に次のとおり明示する（調査基準価格を設定する案件に限る。）こととする。

<文例>

第〇条 低入札となった場合における技術者の増員等

1 工事に係る入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者が請負者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合
専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあつては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあつては主任技術者になり得る資格を有する者を 1 人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、請負者と 3 ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。

(2) 建設業法の規定による技術者の専任配置が義務付けられない工事の場合
同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任にて配置するものとする。

2 1 の(1)により別に配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。

2 別に専任配置を義務付ける技術者について

- (1) 当該技術者に関し、現場代理人等届（様式第 46 号の 1）の備考欄に必要な事項を記載させること。
- (2) 契約の相手方が共同企業体の場合にあつては、当該共同企業体の構成員のいずれかから 1 人、上述の要件を満たす技術者の専任配置を求めること。

(事務担当)

入札・契約係（内線：4045）